

## 第3章 事業特性

(空白)

## 第3章 事業特性

### 3.1 事業の概要

事業特性として、「第1章 事業計画の目的及び概要」より事業の概要を表3.1-1(1)～(2)に示す。

表3.1-1(1) 事業の概要

対象事業の種類	廃棄物処理施設の設置（ごみ焼却施設）		
対象事業の規模	ごみ焼却施設		105t/24h×2炉（210t/日）
	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設	14t/日（14t/5h）
		資源化施設	22.1t/日（22.1t/5h）
位置	山梨県南都留郡西桂町小沼米倉3434-1、富士吉田市上暮地五名米倉5-2ほか		
処理対象廃棄物	ごみ焼却施設		可燃ごみ、破碎残渣、可燃性選別残渣、動物等、災害廃棄物
	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設	不燃ごみ、危険物、粗大ごみ
		資源化施設	資源ごみ
処理方式	ごみ焼却施設		焼却方式 ストーカ式
	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設	破碎+選別+貯留・保管方式
		資源化施設	選別+貯留・保管方式
排水計画	プラント排水		ごみピット排水その他のごみ処理に伴って発生する排水（プラント排水）は、適正に処理した後に施設内で再利用し、場外への排水は行わない。
	生活排水		合併浄化槽により処理した後、水路を経て桂川に放流する。
	雨水排水		対象事業実施区域内に降った雨水は、排水溝により集水して場内に設ける洪水調整池に導入し、水路を経て桂川に放流する。
事業スケジュール	令和9年度からプラント建設工事を開始し、令和14年度の施設稼働開始を目指している。		
土地利用計画	用地面積		43,185.59m <sup>2</sup>
	残置森林		8,767.7m <sup>2</sup>
	ごみ焼却施設		工場棟：事業者提案による 参考（3,900m <sup>2</sup> ） 管理棟：事業者提案による 参考（400m <sup>2</sup> ） 計量棟：事業者提案による
	マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設、資源化施設)		工場棟：事業者提案による 参考（3,300m <sup>2</sup> ）
	外構施設		車路・歩道、駐車場、洪水調整池、緑地、多目的広場 等：事業者提案による
	合計		事業者提案による
造成計画	対象事業実施区域の地質を考慮した造成形状を基本とし、詳細は建設事業者が施設配置等も踏まえて設計することになる。土砂の搬入・搬出について具体的な造成計画は事業者提案を採用することとなるが、複数の造成パターンを想定して試算し、土砂の搬入・搬出量の異なる3パターンを想定した。		
景観計画	対象事業実施区域は、西桂町景観計画による景観計画区域の「市街地・田園集落エリア」に立地する。届出が必要な行為には該当しないが、設置する建築物及び工作物は、西桂町景観計画の景観形成基準に配慮した設計とする。 建物は、景観との調和や意匠に十分配慮したデザインとする。建物高さは、できるだけ周囲に圧迫感を感じさせないように工夫し、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感等の印象を与えない、親しみやすいデザインとする。また、植栽（高木等）を充実させることで、建物の景観に配慮し、極力人工色を少なくするよう工夫する。 ごみ焼却施設の煙突は、独立型を基本とし、景観に配慮した設えとし、目立ちにくくよう対象事業実施区域の東側（桂川沿い）に配置する。		

表 3.1-1(2) 事業の概要

道路計画	<p>山梨県は県道 718 号富士吉田西桂都留線の整備改良事業を進めている。また、建設予定地周辺においては、富士吉田市道の拡幅工事、橋梁架け替え工事、西桂町道の新設工事、拡幅工事が計画されている。なお、西桂町道の拡幅工事の範囲は建設予定地内にあり、町道拡幅工事は本事業に含まれている。</p> <p>計画施設には、中央自動車道富士吉田線及び県道 718 号富士吉田西桂都留線から、対象事業実施区域に接道する富士吉田市市道及び西桂町町道を介してアクセスする。</p> <p>なお、一般国道 139 号を介した北西側からの搬入は、富士小学校及び富士見台中学校の周辺を通行するため、収集車両の通行を増加させないよう搬入業者等に指導を行う計画である。</p>
用水計画	<p>対象事業実施区域は上水道の供給範囲外となっているため、用水は生活用水、プラント用水共に井水を基本とし、事業予定地内に井戸を設置することにより、必要給水量を確保する。</p> <p>地下水の揚水量は富士吉田市環境美化センターごみ処理施設と同程度と見込まれる。また、施設内で発生した排水（プラント排水）は処理後に再利用する。</p> <p>なお、建築部等の屋根に降った雨水の積極的な有効利用を図ることとし、建設事業者に提案を求める</p>